

大好評です!

# 「助けあい介護サービス」 の利用ができます

福祉用具利用料の一部補助

年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777

## 自己負担分全額が助成されます

年金者組合は2009年1月、全労連共済とともにNPO法人シエンシステムズと提携をして、「助けあい介護サービス」を始めました。組合員と三親等以内の親族が対象で、介護保険の「要介護認定」を受けて福祉用具を利用する際に、自己負担分の利用料を助成するサービスです。

介護保険制度では利用料の1割が利用者負担となっていますが、その全額が給付されます。なお、会費は全労連共済が負担しています。

## 120万人の仲間の助け合いの共済事業

「え!こんないい話あるの?」というのが、このサービスへの組合員の反応です。120万人というスケールメリットを生かした仲間の助け合いだからこそできる事業です。



まずは  
相談してください

相談窓口

0120-118-358

## あらたな掛け金負担なし安心して福祉用具が使えます

○私が神奈川県第1号の利用者。  
大変満足しています。

神奈川 柴さん

○用具も大変調子よく満足している  
愛知 奥さん

○年金生活なので、レンタル補助で  
大変助かっています。

神奈川 国吉さん

○こんなうまい話はあるかと不安に  
思うだろうが、そんなことはない。  
年金者組合10万人の力だ!

岐阜 長谷川委員長

### 給付の一例

電動ベッド	20,000円/月
車いす	8,000円/月
合計	28,000円/月



年額336,000円の利用料本人負担分33,600円(1割)が3か月ごとに共済加入者口座に振り込まれます。

## 介護保険が適用される福祉用具

公的介護保険制度が適用される福祉用具のレンタル種目は、特殊寝台(電動ベッド)、介助マット、車椅子(電動車椅子)、歩行器、認知症老人徘徊感知器など12品目です。このサービスでは12品目すべてが対象となります。

STEP 5

福祉用具の納品

STEP4で取り決めた日時に業者から福祉用具が届き設置、使用方法の説明を行います。

STEP 4

福祉用具業者から電話

福祉用具ご利用者(または代理人)の元へ、NPOシエン・システムズが委託している福祉用具業者から電話が入ります。その際、右の事項を取り決めます。  
・レンタルする福祉用具の確認  
・納品日時  
・納品時の段取り

STEP 3

ケアマネジャーに連絡

利用者やケアマネジャーで打ち合わせをし「希望する用具」を決定。STEP2でNPOから指示された事業者を利用したいとケアマネジャーに申し出て下さい。

STEP 2

NPOとの打ち合わせ

申込書がNPOに届くと、NPOから電話があり、利用の手続き方法、制度の説明事業者の紹介があります。  
NPOがコーディネート。レンタル用具の説明は、STEP4で紹介される事業者が行います。

STEP 1

申込書の発行

利用希望する場合は、各共済会から申込書を発行してもらう。必要事項を記入し、NPO宛に送付。FAXでも可。  
「なんでも相談窓口」で電話で相談できます。  
0120・118・358

利用のしかた